

議第 4 2 号

呉市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 項ただし書中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合の」の次に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」を加える。

第 1 7 条中第 6 項を第 7 項とし，第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 4 8 条中第 8 項を第 9 項とし，第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

付則第 9 条から第 1 2 条までの規定中「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

付 則

この条例は，平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。

